

## 公用・公共用の取得等要望を受け付ける物件

下記財産については、ホームページ掲載日から3か月間、公用・公共用利用のための取得等要望を受け付けます。

取得等要望を受け付けられるのは、地方公共団体及び予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条第21号等の規定により、随意契約によることができる公益法人その他事業者となります。

受付期限までに取得等要望がない場合は、一般競争入札により売却することとなります。

令和 元年10月18日掲載

令和 2年 1月18日受付期限

所在地	区分	面積(m <sup>2</sup> )	備考
浦河郡浦河町緑町42番6、同番7	土地	402.66	建物有 59.00m <sup>2</sup> /59.00m <sup>2</sup>

上記財産の取得等要望がある場合は、下記窓口までお問い合わせください。

北海道労働局総務部総務課会計第4係

電話011-700-5451